

## 観光農園グレードアップ事業実施要領

### 第1 趣旨

観光農園グレードアップ事業（以下、「本事業」という。）の実施にあたっては、平成31年度阪神北県民局ふるさと創生推進事業補助金交付要綱に定めるほか、この要領によるものとし、本事業は、観光農園開設（予定）者に対する「阪神アグリパーク構想」に基づく「知る・触れる・味わう」交流拠点となる観光農園の集客力アップのための整備を支援するものとする。

### 第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、次に掲げる内容を全て満たすものとする。

- 1 観光農園の既開設者又は開設予定者（以下、「観光農園開設者等」という。）である。
- 2 観光農園の所在地は、阪神地域（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町）である。

### 第3 事業の内容

本事業は、地元農畜林産物を使った飲食施設、生産施設の増設等により地域の交流拠点となる観光農園の集客力アップのための整備を行うものとし、事業の実施にあたっては、別記「観光農園グレードアップ事業実施基準」による。

### 第4 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

### 第5 事業計画の承認手続き

#### 1 事業計画の申請

事業実施主体は、事業を実施しようとするとき、別記様式1に別紙「観光農園グレードアップ事業計画書」を添付し、事業実施地域の市町長を経由して、阪神北県民局長（以下、「県民局長」という。）に申請する。

#### 2 事業計画の承認

県民局長は、前項の申請を受理したとき、その内容が適切である場合、別記様式2により承認を行う。

### 第6 事業計画の変更

事業実施主体は、別紙「観光農園グレードアップ事業実施基準」に示す事業区分毎に30%を超える事業費の変更が生じた場合は、速やかに第5の規定に準じて計画の変更申請を行い、必要な承認を得なければならない。

### 第7 事業実施期間

本事業の実施期間は、1年とする。

### 第8 事業の推進体制

- 1 市町は、生産者団体、観光協会など関係機関等との連携を図り、一体となって、本事業の適切かつ効果的な実施と事業実施後の施設等の利用促進に努めるものとする。
- 2 県は、本事業の適切かつ効果的な実施と事業実施後の施設等の利活用に関し必要な指導・助言を行うものとする。

## 第9 報 告

事業実施主体は、事業を実施した観光農園について、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における利用状況等を別紙「観光農園グレードアップ事業実施状況報告書（H31年度）」により作成し、別記様式3により、当該年度の翌年度5月31日までに、市町長を経由し、県民局長に報告する。

## 第10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、県民局長が別に定めるものとする。

## 附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(別記)

## 観光農園グレードアップ事業実施基準

### 第1 一般基準

- 1 補助対象事業は、事業計画に基づき、地域の特性を生かした観光農園の推進のために必要な事業を効果的に実施するものとする。
- 2 事業の計画及び実施に当たっては、地域環境等に留意しつつ、事前に近隣の農業者や地域住民との協議・調整を十分に行うものとする。
- 3 補助対象事業費は、当該事業実施地区及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、資材等はそれぞれの目的に合致したものでなければならない。  
なお、事業費の低減を図るために適切と認められる場合には、直営施工等を積極的に認めることとする。
- 4 補助の対象とする整備は、耐用年数が概ね5年以上となる新品によるもののほか、既存施設及び資材の有効活用等の観点からみて、当該事業実施地域又は整備する観光農園の実情によって必要があると認められる場合には、改築、併設又は古品・古材の利用に係る事業を補助の対象とすることができるものとする。
- 5 事業実施主体が、自力又は他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。
- 6 事業実施主体は、補助事業の対象品目において審査基準のある農畜林産物の場合には兵庫県認証食品（「ひょうご推奨ブランド」又は「ひょうご安心ブランド」）を目標年度までに取得するものとする。
- 7 事業実施主体は、「阪神アグリな100」として、積極的に県民に情報発信するとともに認知度のアップを図るものとする。
- 8 事業実施に伴う用地の買収、賃借等に要する費用及び補償費は、補助の対象としないものとする。
- 9 施設用地の整地や改良などの整備、目的外使用の可能性が高いと考えられるものは、補助の対象としない。
- 10 補助事業は、的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分に達成されるよう事業完了後における経営管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 11 施設の整備に当たっては、農地法、建築基準法など関係法令を遵守すること。

### 第2 事業内容基準

本事業については、下表に掲げる整備内容を補助の対象とする。

事業区分	整備例
1 地元農畜林産物を使った飲食施設	収穫した農畜林産物を試食できる日よけ（東屋）、自己調理施設（バーベキュー等）の整備 等
2 生産施設の増設	収穫体験用しいたけ増殖ハウス、いちご生産ハウス、栽培装置（光防除システム）の整備 等
3 その他観光農園の集客力アップのための整備	商品展示のためのショーケースの設置、案内看板、ベンチ、トイレ及び手洗い、園内通路（ウッドチップ等）の整備 等